

## 令和8年度「消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進」に関するよくある質問

### 【総論】

- Q1. この事業ではどのような取組を支援してもらえますか。
- Q2. 令和7年度と令和8年度を取組の支援で変更されたところがありますか。
- Q3. 交付金を申請するためには、どのような要件がありますか。
- Q4. 都道府県域を越えた取組とはどのようなものですか。
- Q5. 交付金を申請するためには、どのような資料を提出すればよろしいですか。
- Q6. 本事業での目標とは具体的にどのようなものですか。

### 【申請】

- Q7. 都道府県を通じた取組、都道府県域を越えた取組、「産地・生産者への理解向上」の取組、「地域農業・教育連携モデルの創出」の取組のうち、複数の取組に申請はできますか。
- Q8. 都道府県を通じた取組の申請を考えていますが、所在する市町村では、市町村食育推進計画が策定されていない場合でも、本事業の申請はできますか。

### 【総論】

- Q1. この事業ではどのような取組を支援してもらえますか。
- A1. 第4次食育推進基本計画・第5次食育推進基本計画に掲げられる目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に支援します。

また、都道府県を通じた地域の食育活動に加え、都道府県域を越えた食育活動についても支援します。

具体的な支援内容は、

1. 食育推進検討会の開催
2. 食育活動を推進する人材の育成及び活動の促進
3. 食文化の保護・継承のための取組支援
4. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進
5. 和食給食の普及
6. 学校給食における地場産物等活用の促進
7. 共食の場における食育活動
8. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組
9. 食品ロスの削減に向けた取組
10. 「産地・生産者への理解向上」の取組
11. 「地域農業・教育連携モデルの創出」の取組
12. 課題解決に向けたシンポジウム等の開催となります。

なお、「12. 課題解決に向けたシンポジウム等の開催」については、上記取組の1～9の取組を行った上で、支援することができます。詳細については、農林水産省HP (<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/r8.html>) で、ご確認ください。

- Q2. 令和7年度と令和8年度を取組の支援で変更されたところがありますか。
- A2. 「食育推進リーダーの育成及び活動の推進の取組」を「食育活動を推進する人材の育成及

び活動の促進の取組」と変更し、従来の取組に加え、新たに食に関する民間資格を有する者（管理栄養士や食育アドバイザー等）の活用のための取組を支援対象とします。

また、地域農業・教育連携モデルの創出の取組として、生産者等が学校関係者等と連携して、農林漁業に関する研修・座学・体験機会の提供、学校給食における地場産物等の活用等を総合的に実現する計画の作成とその実践を支援します。

Q3. 交付金を申請するためには、どのような要件がありますか。

A3. 交付金を申請するに当たっては、対象の申請者と、事業実施計画に記載する事業内容について、以下の要件があります。

1. 対象の申請者

(1) 都道府県を通じた取組

ア. 地方公共団体（都道府県と市町村）

イ. 民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。）及び法人格を有しない団体であって、都道府県知事等が地方農政局長等と協議の上、特に認める団体（特認団体）

(2) 都道府県域を越えた取組

ア. 地方公共団体（都道府県と市町村）

イ. 民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。）及び法人格を有しない団体であって消費・安全局長が認めるもの

(3) 「産地・生産者への理解向上」の取組及び(4) 「地域農業・教育連携モデルの創出」の取組

ア. 地方公共団体（都道府県と市町村）

イ. 民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。）及び法人格を有しない団体であって消費・安全局長が認めるもの  
ウ. 上記ア及びイの団体を構成員とする事業化共同体

2. 事業実施計画に記載する事業内容

(1) 都道府県を通じた取組

第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日食育推進会議決定）（以下「第4次食育推進基本計画」という。）・第5次食育推進基本計画及び食育基本法（平成17年法律第63号）第17条に基づき作成した都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画に基づく目標を達成するための事業内容であり、交付等要綱別表1の1の目的3の事業メニュー及びその内容欄（1）から（10）に掲げる事業内容とします。

(2) 都道府県を越えた取組

第4次食育推進基本計画・第5次食育推進基本計画に基づく目標を達成するための

事業内容であり、交付等要綱別表 1 の 1 の目的 3 の事業メニュー及びその内容欄 (1) から (10) に掲げる事業内容とします。

(3) 「産地・生産者への理解向上」の取組

第 4 次食育推進基本計画・第 5 次食育推進基本計画に基づく目標を達成するための事業内容であり、交付等要綱別表 1 の 1 の目的 3 の事業メニュー及びその内容欄 (11) に掲げる事業内容とします。

(4) 「地域農業・教育連携モデルの創出」の取組

第 4 次食育推進基本計画・第 5 次食育推進基本計画に基づく目標を達成するための事業内容であり、交付等要綱別表 1 の 1 の目的 3 の事業メニュー及びその内容欄 (12) に掲げる事業内容とします。

Q4. 都道府県域を越えた取組とはどのようなものですか。

A4. 1 つの事業実施主体が 2 つ以上の都道府県域において食育活動を行う取組です。

Q5. 交付金を申請するためには、どのような資料を提出すればよろしいですか。

A5. 交付金を申請するに当たっては、以下のことが分かる資料の提出が必要です。

1. 申請者が民間企業である場合にあっては、企業の概要、営業経歴（沿革）、定款、交付対象経費に関する謝金・旅費・賃金の支払規程、役員名簿、直近 3 か年の決算書・事業報告書（申請前年度の事業報告書がない場合は事業計画書又は経営計画書）。

2. 申請者が民間企業以外の者である場合にあっては、沿革・団体の概要、定款、交付対象経費に関する謝金・旅費・賃金の支払規程、役員名簿、直近 3 か年の決算書・事業報告書（申請前年度の事業報告書がない場合は事業計画書又は経営計画書）。

ただし、地方公共団体の場合は交付対象経費に関する謝金・旅費・賃金の支払規程以外の提出は不要とします。

3. 申請者が法人格を有しない団体である場合にあっては、1 又は 2 に掲げる資料。

ただし、1 又は 2 に掲げる資料がない場合には、これらに準ずる資料。

4. 申請者が事業化共同体である場合にあっては、代表団体の性質に応じて、当該代表団体に係る 1 から 3 までに掲げる資料のいずれかの資料及び事業化共同体の資料（構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書、定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程、事業計画、収支予算書、代表団体が交付金交付に係る全ての手続を担う旨がわかる書類等）。

Q6. 本事業での目標とは具体的にどのようなものですか。

A6. 本事業での目標は、以下に掲げる目標となります。

1. 目標値

(1) 下記 2. 事業メニューの (1) から (3) まで、(5) 及び (7) から (11) までの事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合、併せて次の項目のうち一以上の項目を目標値として設定してください。

- ・食文化の継承度
- ・栄養バランスに配慮した食生活の実践度
- ・食育の推進に関わるボランティアの数
- ・学校給食における地場産物等を使用する割合又は学校給食における地場産物活用に向けて検討した品目数

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合
  - ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合
  - ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合
  - ・農林漁業体験をはじめとする生産者と消費者との交流に参加した者の増加割合又は延べ人数
  - ・食品の安全性についての基礎的な知識を持ち、自ら判断する者の割合
- (2) 下記2. 事業メニューの(4)の事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合及び農林漁業体験をはじめとする生産者と消費者との交流に参加した者の増加割合又は延べ人数を目標値として設定してください。
- (3) 下記2. 事業メニューの(6)の事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合及び学校給食における地場産物等を使用する割合又は学校給食における地場産物活用に向けて検討した品目数を目標値として設定してください。
- (4) 下記2. 事業メニューの(12)の事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合及び農林漁業体験をはじめとする生産者と消費者との交流に参加した者の増加割合又は延べ人数、学校給食における地場産物等を使用する割合又は学校給食における地場産物活用に向けて検討した品目数を目標値として設定してください。

## 2. 事業メニュー

- (1) 食育推進検討会の開催
- (2) 食育活動を推進する人材の育成及び活動の促進
- (3) 食文化の保護・継承のための取組支援
- (4) 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進
- (5) 和食給食の普及
- (6) 学校給食における地場産物等活用の促進
- (7) 共食の場における食育活動
- (8) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組
- (9) 食品ロスの削減に向けた取組
- (10) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催((1)から(9)までの取組と併せて実施)
- (11) 「産地・生産者への理解向上」の取組
- (12) 「地域農業・教育連携モデルの創出」の取組

### 【申請】

Q7. 都道府県を通じた取組、都道府県域を越えた取組、「産地・生産者への理解向上」の取組の全て又はいずれかの2つに申請はできますか。

A7. 申請することは可能です。

Q8. 都道府県を通じた取組の申請を考えていますが、所在する市町村では、市町村食育推進計画が策定されていない場合でも、本事業の申請はできますか。

A8. 申請することは可能です。

第4次食育推進基本計画・第5次食育推進基本計画及び所在する都道府県食育推進計画を参考の上、申請をお願いします。